

会 費 規 程

定款第6条に定める会費については次のとおりとする。

(1) 正会員の会費は、次のとおり納入することとする。

①各市町につき、次の額（アとイを合わせたもの）を納入する。

ア、子ども会員一人につき年間5円の額

（子ども会員数は、前年度末の安全共済会員数による。）

イ、1口年額5,000円とし、会員数により口数を定める

（次の表による）

会費額（円）	口数	会 員 数
15,000	3	子ども会員数 500人以下
20,000	4	子ども会員数 501人～1000人
25,000	5	子ども会員数 1001人～2000人
30,000	6	子ども会員数 2001人～3000人
35,000	7	子ども会員数 3001人～4000人
40,000	8	子ども会員数 4001人～5000人
45,000	9	子ども会員数 5001人～6000人
50,000	10	子ども会員数 6001人以上

②安全会員一人につき年間200円の額を納入する。

(2) 賛助会員の会費は、次のとおりとする。

①団体会員 年額 1口 5,000円

②個人会員 年額 1口 1,000円

(附則) この規程は、平成10年4月1日から実施する。

この規程は、平成12年4月1日から実施する。

この規程は、平成16年4月1日から実施する。

この規程は、平成18年4月1日から実施する。

この規程は、平成26年4月1日から実施する。

この規程は、令和6年4月1日から実施する。

